



第11支部 学校事務 共同実施だより

平成23年1月
第11支部共同実施
編集：清水高部東小

あけましておめでとうございます。本年も『共同実施だより』をよろしくお願ひします。
新しい年のスタートと共に、下記の休暇の日数も新たに付与されます。

1月より付与される休暇



① 年次有給休暇…20日 (時間単位の取得可)

これに加えて、昨年の残日数が20日間を限度に繰り越されます。新年の20日+繰越日数で、最大40日間です。

なお、残日数が20日未満だった場合、1日未満の端数は昨年までは切り捨てられていましたが、23年からは時間・分もそのまま繰り越されることとなりました。

例：残が18日4時15分だったら、20日を加えて「38日4時15分」からスタート

② 家族休暇(特別休暇)…3日 (時間単位の取得可)

休暇簿の申請理由は、ア～エの記号で記入してください。

アー子等が在籍する学校等の行事

◇授業参観・運動会・親子遠足・入学式・卒業式・家庭訪問など

※ただし、大学・短大・専門学校等は含まれません

◇未就学児の就学児健診への付き添い

イー長期勤続

◇勤続10・20・30年または満55歳に達する日の属する節目の年に、心身のリフレッシュ

ウー免許更新(ただし、公務に係るもの)

◇自動車運転免許の更新(自家用車の公務使用申請者)

◇パスポートの申請・受領(修学旅行引率や海外派遣など、海外出張の場合のみ)

エー知識・教養活動

◇研修会・研究会・講演会・展示会などに参加・出席する場合 → 「エー会参加」と記入

◇図書館・美術館などの文化・教養施設を利用する場合 → 「エー施設利用」と記入



③ 看護休暇(特別休暇)…5日 (時間単位の取得可)

未就学児が2名以上いる場合は、更に5日間が追加付与されます(出生により2名となった場合や、4月の小学校入学などで1名に減った場合、年の中途でもその時点で残日数も増減します)。

◇家族の病気やケガのための看護

◇未就学児の疾病予防を図るために必要な世話

暦年で付与される休暇はこれらの他に、④ ボランティア休暇(5日)、⑤ 短期介護休暇(要介護者が1名の場合は5日、2名以上の場合は10日)がありますが、①～③に比べて手続きが若干煩雑なので、申請前に事務職員へご相談ください。

静岡市定期監査報告

昨年9月16日～10月28日に行われた市の定期監査について、監査委員より結果が報告されました。監査項目と主な内容、指摘事項等は以下のとおりです。

① 学校施設の目的外使用許可等の状況

申請書・承認願書の確認

② 郵券・タクシー券の受払状況

枚数と受払簿との照合、保管場所・状況の確認

③ 備品の管理状況

市費伝票・予算管理簿・備品シール・備品台帳の確認

【指摘事項】古い備品シールのままだった

④ 体育器具・遊具等の安全に対する現状と対策

サッカーゴール・遊具等の固定状況、プールの排水口の固定及び施錠状況、防火シャッター等周辺の障害物の有無、安全点検簿等の確認



⑤ 薬品（毒物・劇薬等）の管理

薬品庫及び鍵の管理状況、使用状況及び使用簿の確認

【指摘事項】薬品庫の鍵が児童の手に届くところに保管されていた



⑥ 学校関係以外の部外者の立ち入りなどに対する現状と安全対策

校門・門扉の施錠状況、来校者名簿・来校者用名札の整備状況、さすまた等防犯用品の設置場所、防犯訓練・防犯対策マニュアルの確認

⑦ 個人情報の管理状況

校務用PC・USBメモリ・デジタルカメラの管理状況、個人情報貸出簿の確認

⑧ 学校給食の管理状況

保存食及び記録簿、検食日誌の確認

【指摘事項】検食が給食開始時刻の30分前に済んでいない日があった



⑨ 熱中症・インフルエンザ対策 他

詳細は、学校事務支援室がまとめた報告書をご覧ください（各校に届いています）。これを機に改めて自校の現状を確認し、児童生徒の安全確保に努めましょう。

なお、監査対象校（小・中・幼）は、駿河区→葵区→清水区の順に毎年持ち回りで、今年度は葵区が対象でした。**次回（今年）は清水区の番です！！**

給与に関する規則等の一部改正（平成23年1月1日施行）

昨年末の給与改正により、基本給やボーナス支給率などが引き下げられましたが、平成23年1月の給与からも以下の内容が引き下げられます…□□○

① 小中学校の特別支援学級担任の『給料の調整額』の調整数 … 「1.5」 → 「1.25」

② 『義務教育等教員特別手当』の支給額 … 約31.6%減（例 最高額11,700円 → 8,000円）